

学校教育法の一部を改正する法律案 新旧対照表（抜粋）

◎学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十八条 大学には学長、教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>助手</u>及び事務職員を置かなければならない。ただし、<u>教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。</u></p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>⑥ 教授は、<u>専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑦ 准教授は、<u>専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑧ 助教は、<u>専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑨ 助手は、<u>その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</u></p> <p>⑩ 講師は、<u>教授又は准教授に準ずる職務に従事する。</u></p> <p>第五十九条 （略）</p>	<p>第五十八条 大学には学長、教授、<u>助教</u>、<u>助手</u>及び事務職員を置かなければならない。</p> <p>② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>⑥ 教授は、<u>学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</u></p> <p>⑦ <u>助教は、教授の職務を助ける。</u></p> <p>（新設）</p> <p>⑧ <u>助手は、教授及び助教の職務を助ける。</u></p> <p>⑨ <u>講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。</u></p> <p>第五十九条 （略）</p>

② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第七十条の七 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④ 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

② 教授会の組織には、助教その他の職員を加えることができる。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、助教又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第七十条の七 高等専門学校には、校長、教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

② 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

④ 教授及び助教は、学生を教授する。

(新設)

(新設)

⑤ 助手は、教授又は助教の職務を助ける。

⑥ 講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。